

「墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可」＜審査基準＞

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和二十四年十二月二十七日規則第九十九号）

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 墓地、納骨堂又は火葬場の名称及び所在地
- 三 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地（以下「墓地の区域等」という。）の面積
- 四 管理者の氏名及び住所
- 五 工事の着手及び完了の予定年月日
- 六 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地の区域等の周囲百十メートル（火葬場にあつては、二百二十メートル）以内の状況を明らかにした縮尺二千五百分の一以上の見取図（人家、官公署、学校、公園、病院、鉄道、軌道、国道、県道その他重要道路、河川、海、用水、貯水池等の位置を明示したもの）
- 二 墓地、納骨堂又は火葬場の配置図（墓地にあつては、墳墓の区画を明示したもの）
- 三 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の平面図、構造図及び仕様書
- 四 墓地の区域等に係る土地及びこれに隣接する土地の公図の写し
- 五 墓地の区域等に係る土地の登記事項証明書

- 六 墓地の区域等に係る土地が他人の所有に属する場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書
  - 七 墓地の区域等に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書（承諾が得られない場合にあつては、その理由書）
  - 八 申請者が公益社団法人若しくは公益財団法人（以下これらを「公益法人」という。）又は宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）である場合にあつては、その定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに当該申請に係る意思の決定を証する書類
  - 九 維持管理の方法の説明書
  - 十 その他知事が必要と認める書類
- 3 法第十条第二項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び変更の内容を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 一 前項第一号から第九号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの（同項第二号から第四号までに掲げる書類にあつては、変更前及び変更後のもの）
  - 二 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が終了したことを証する書類（改葬を必要としない場合にあつては、その理由書）
  - 三 その他知事が必要と認める書類
- 4 法第十条第二項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 一 第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類
  - 二 申請者が公益法人又は宗教法人である場合にあつては、当該申請に係る意思の決定を証する書類
  - 三 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が終了したことを証する書類
  - 四 その他知事が必要と認める書類

第四条 墓地又は納骨堂の廃止は改葬が終了したものでなければ許可しない。

- 「新版逐条開設 墓地、埋葬等に関する法律」（第一法規出版）p47～p56、p201～205 に掲げる法第10条関係の通知